

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙「みらい」  
NO. 3933  
19年2月22日(金)  
Fax 095-828-1953

# この判決を追い風に 最高裁で勝利する！

おはようございます。

労契法20条裁判の勝利判決が続く中、2月15日大阪高裁がアルバイトに賞与(ボーナス)を支給しないのは違法とする画期的な判断を下しました。

以下ニュースより引用

正職員と同じ業務内容なのに待遇に格差があるのは違法だとして、大阪医科大(大阪府高槻市)の研究室で秘書をしていた元アルバイト職員の50代女性が、手当の差額分など計約1270万円の支払いを大学側に求めた訴訟の控訴審判決が15日、大阪高裁であった。

江口とし子裁判長は、賞与の不支給などを違

法と判断。請求を棄却した昨年1月の1審大阪地裁判決を変更し、約110万円の支払いを命じる原告側逆転勝訴の判決を言い渡した。



江口裁判長は判決理由で、大学の賞与について、業績や年齢と関係なく基本給に連動して正職員に支給されていることから「賞与の算定期間に働いたことへの対価」と判断。アルバイト職員に全く支給しないのは不合理とした。額については、有期雇用の契約職員の額を踏まえ、60%を下回る違法だとした。また、夏期特別有給休暇の付与をめぐっては、同休暇は「心身のリフレッシュを図る必要から付与されている」と判示し、正職員と同様の日

数を与えないのは不合理と認定した。

判決後に大阪市内で会見した弁護団の河村学弁護士は「非正規格差訴訟で、高裁段階で初めて賞与の支払いを認めた。画期的な判決だ」と評価。原告の女性は「判決をきっかけに非正規の人が働きやすくなれば」と話した。



そもそも労働契約法20条とはパートや契約社員など有期契約で働いている人と正社員など無期契約で働く人との間で仕事の内容や責任などが同じならば期間の定めがあることを理由に賃金や福利厚生などの労働条件に不合理な差をつけることを禁じる法律です。

郵政以外の職場でも争われていて、昨年6月1日にはハマキヨウ

レックス事件や長澤運輸事件での最高裁判決が出されました。特に、ハマキヨウレックス事件の最高裁判決は請求した手当は認められ、一定の方向性が示されています。

郵政労契法20条裁判も東日本裁判では東京地裁判決を上回る判決を勝ち取り、西日本裁判では地裁で認定された扶養手当の取り消しがあったものの、有給の病気休暇や一部の祝日給を認めさせるなど勝利判決を勝ち取りました。一方、賞与については東京高裁、大阪高裁共に認められませんでした。

労契法20条裁判は各裁判、手当の違いはありますが、夏季休暇や住居手当などはほぼ認められています。しかし、賞与についてはほとんどが認められていませんでした。そんな中に出された今回の賞与支給の判決は画期的と言えるでしょう。

郵政の職場は今深刻な人手不足です。要因

の一つに正規、非正規の格差があります。正社員と同じ仕事をしながら賃金や手当で差別され、わずかな望みの正社員試験も合格できず、若い非正規社員を中心に離職に歯止めがかかりません。以前ならすぐに代わりの非正規社員が応募にきていましたが、今は正社員の求人が増えてきている為簡単には人は集まりません。



今回の判決は郵政労契法20条裁判の最高裁判決に向け、追い風になることは間違いありません。最高裁で我々が求める手当や賞与が認められ、正規、非正規の格差がなくなれば人手不足解消にも繋がるはずですよ。

我々郵政ユニオンは最高裁で勝利を勝ち取るためにも引き続き運動を展開していきます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別! ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ!